



資源回復計画

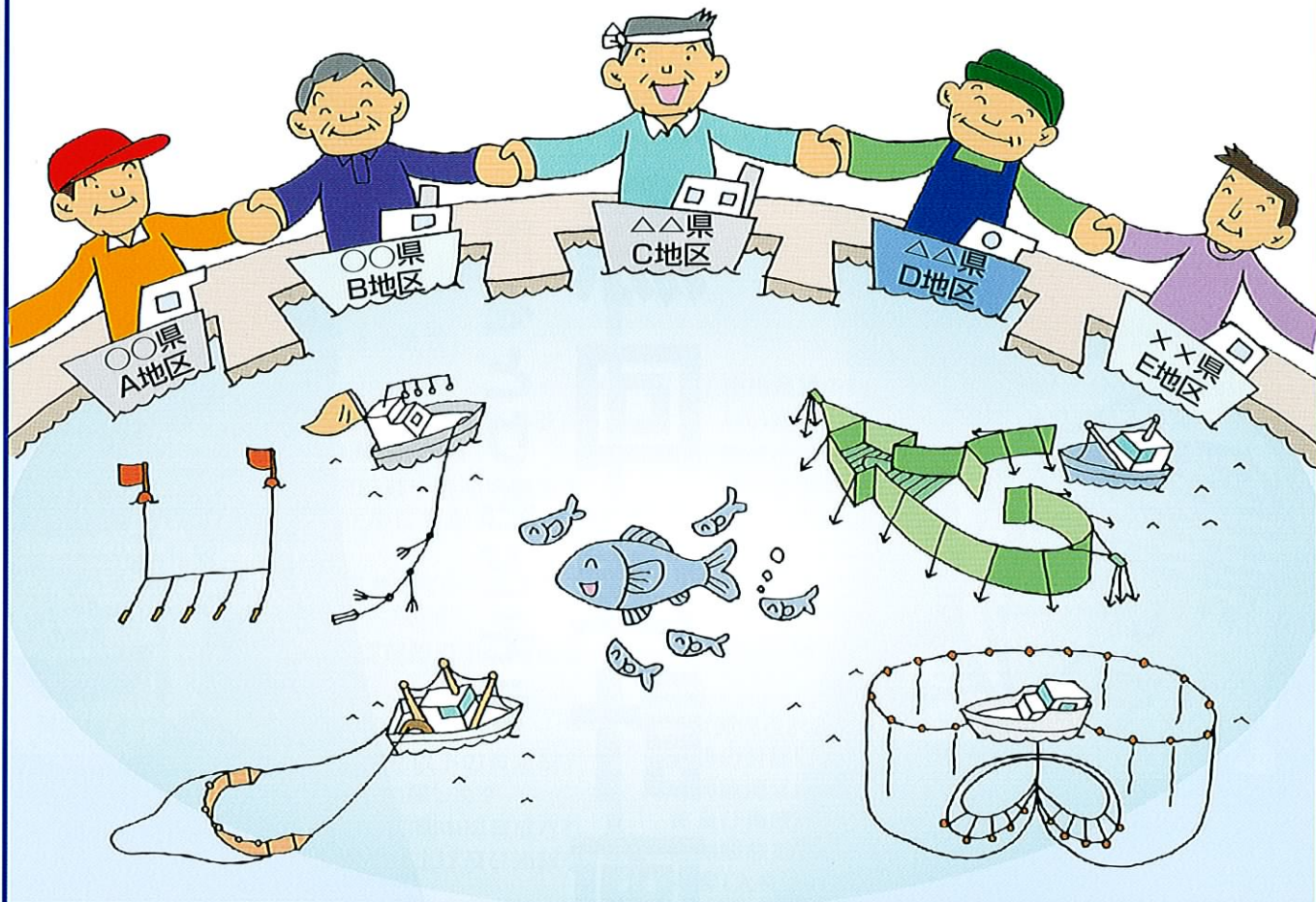
豊かな海をとりもどそう

平成21年度
全国漁業協同組合連合会
監修 水産庁

減少した資源を回復させるには

減少した資源に対する新たな取り組みが必要！

地域ごとの取り組みだけではなく、同じ資源を利用する関係漁業者全員の参加した広域的な協力体制が必要です。



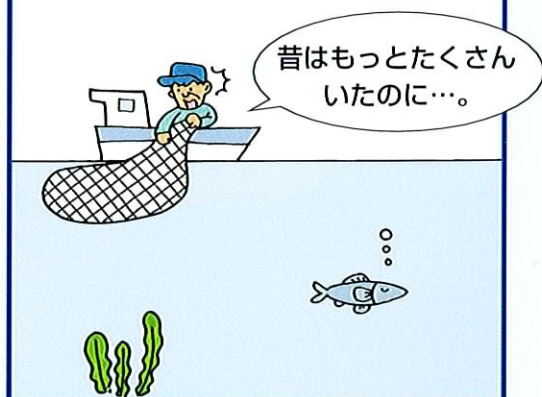
そのための協議を行う場として「広域漁業調整委員会(海区漁業調整委員会)」が設置されます。

- 各地の漁業代表者が参画します。
- 資源の持続的利用のための調整をします。
- 国又は都道府県の資源回復計画に意見を述べます。



ダメージの大きな資源には思い切った回復措置も！

長年の獲り過ぎにより大きなダメージを受けた資源は、思い切った措置により積極的な回復を図らなければなりません。



そんな時

漁業者・都道府県・国が一体となって「資源回復計画」 制度で資源回復に向け取り組みます。

1 広域漁業調整委員会又は海区漁業調整委員会
の中でいろいろな資源や漁業の状態を検討。



どうやらこれは資源回復が必要だ。

2

対象魚種選定
対象漁業種類選定



3 対象となる魚種又は漁業種類を
国又は都道府県と相談する。



資源回復計画の策定
過程では、別に開催する
漁業者協議会で出される
漁業者の意見が
出発点

4 資源回復や漁獲状況の改革に必要な
措置のマスタープラン(資源回復計画)
を国又は都道府県が提示する。

4



5 資源回復計画の
ポイントは

資源回復計画

- (魚種別) ○○資源を △△ぐらいを目標に ☆☆年で回復に向かわせる。
- 又は
- (包括的) ○○漁業で 小型魚の漁獲比率を □□年で ○○%低減させる。

これらの措置を関係者全員で、統一的に実施

種苗の放流
その適切な
管理

休漁等
漁獲圧力の
軽減

漁場の
保全、回復

「TAE」「TAC」制度等
で効果を担保する

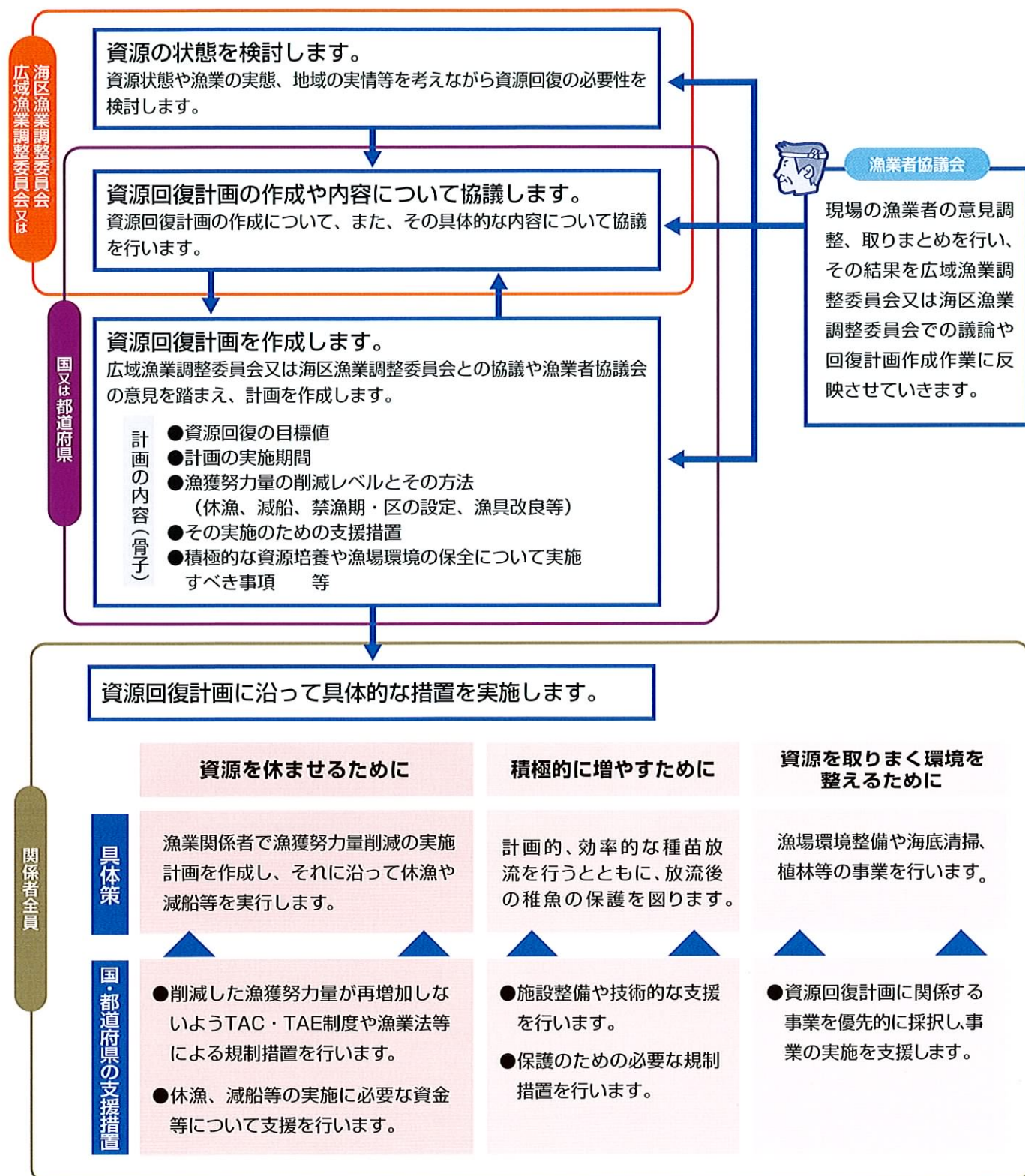
国・都道府県など
による支援措置が
行われる



資源回復計画の目的

長年の獲り過ぎ等により状況が悪化している資源について、個々バラバラな対応をするのではなく、関係する漁業関係者、都道府県、国が一体となって必要な対策を計画的、総合的に実施し、その資源の回復を図り、漁業経営の安定や、水産物の安定供給に役立てることを目指します。

資源回復計画の枠組み



* 漁獲努力量の削減手段としての減船は、たとえ資源が回復しても、その後の経営の安定までを考えると、漁船の数が多すぎると見込まれる場合について選択するものと想定しています。

実施中の魚種別資源回復計画の概略 (平成21年12月現在)

1 宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画
(平成16年4月22日公表)

対象漁業種類: 沖合底びき網漁業

2 えりも以西海域マツカワ資源回復計画
(平成17年3月10日公表)

対象漁業種類: 刺し網漁業、小型定置網漁業など

3 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画
(平成15年3月10日公表)

対象漁業種類: 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業

4 マサバ太平洋系群資源回復計画
(平成15年10月23日公表)

対象漁業種類: 大中型まき網漁業

5 日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画
(平成15年7月1日公表)

対象漁業種類: 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業、刺し網漁業、小型定置網漁業

6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種(トコノ、シロ、マカ)資源回復計画
(平成14年8月13日公表)

対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業

7 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画
(平成14年4月7日公表)

対象漁業種類: 日本海へすくい網漁業、べにすくい網漁業

8 日本海西部あかがい(すくい網)資源回復計画
(平成14年9月6日公表)

対象漁業種類: 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業

9 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画
(平成14年4月12日公表)

対象漁業種類: 流し網漁業など

10 カクチイワシ瀬戸内海系群(燧瀨)資源回復計画
(平成17年3月31日公表)

対象漁業種類: 船びき網漁業

11 周防灘小型機船底びき網漁業対象種(マガイ、マガイ、イカ、ヒラメ、カサガシ、シロ、ガサ)資源回復計画
(平成16年11月19日公表)

対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業

12 大分県豊前海アサリ資源回復計画
(平成16年3月26日公表)

対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業、採貝漁業

13 九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画
(平成17年4月15日公表)

対象漁業種類: とらふぐはえなわ漁業

14 熊本県アサリ資源回復計画
(平成17年3月30日公表)

対象漁業種類: 採貝漁業

15 南西諸島海域マチ類資源回復計画
(平成17年4月15日公表)

対象漁業種類: 底魚一本釣漁業、底立はえなわ漁業

16 大分県豊後水道域クルマエビ資源回復計画
(平成17年8月4日公表)

対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業、えび建網漁業

17 宮崎海域カサゴ資源回復計画
(平成17年8月9日公表)

対象漁業種類: かわて延縄漁業、刺し網漁業、小型底びき網漁業など

18 岩手県ヒラメ資源回復計画
(平成18年2月27日公表)

対象漁業種類: 刺し網漁業、沖合底びき網漁業、定置網漁業など

19 愛媛県伊予灘マコガレイ資源回復計画
(平成18年3月20日公表)

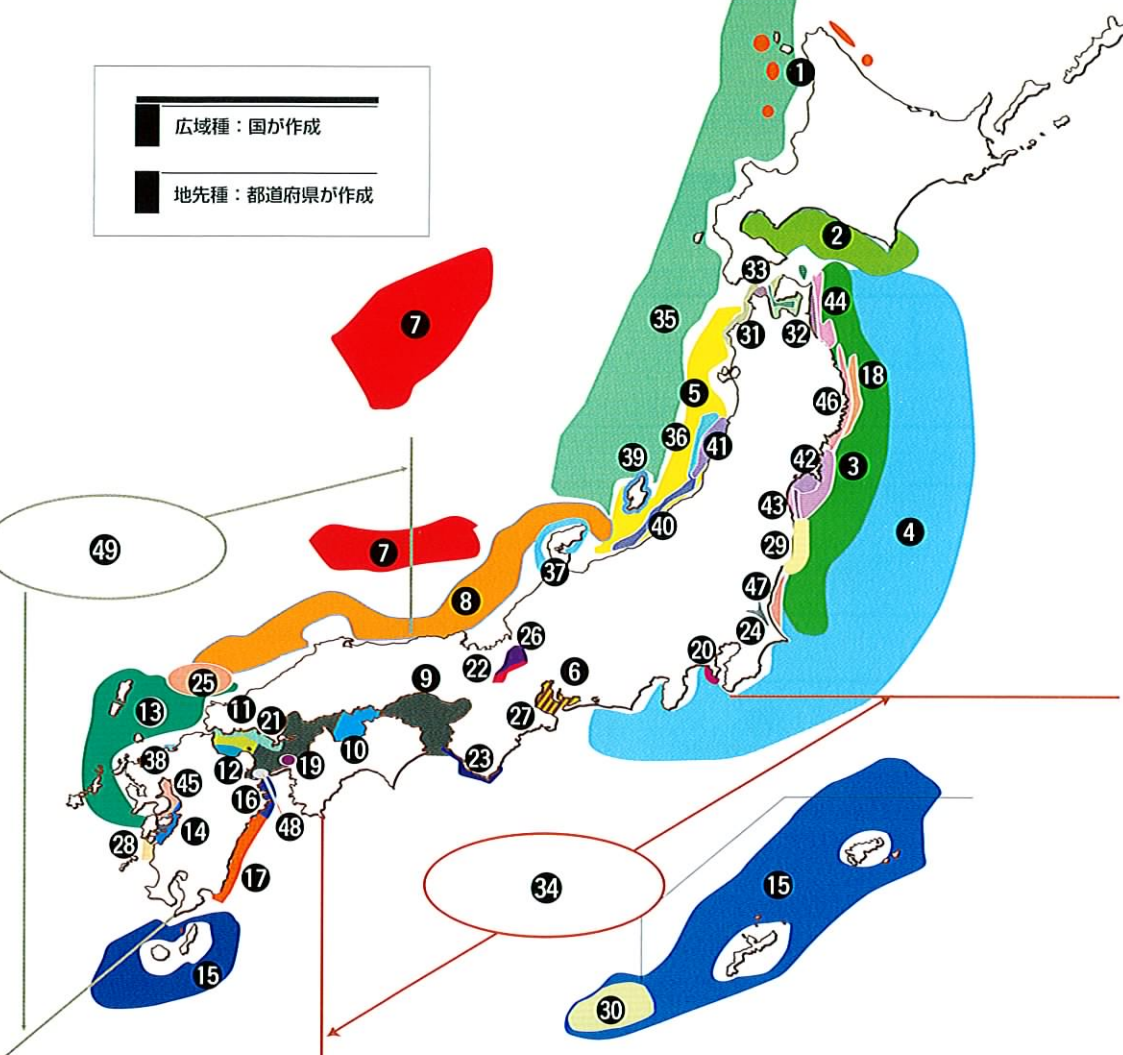
対象漁業種類: 碓建網漁業

20 神奈川県三浦半島地区アワビ資源回復計画
(平成18年3月22日公表)

対象漁業種類: みづき漁業、裸もくり漁業、固定式刺し網

21 山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画
(平成18年3月28日公表)

対象漁業種類: 採貝漁業、潜水器漁業



22 滋賀県琵琶湖セタシジミ資源回復計画
(平成18年3月30日公表)

対象漁業種類: 貝採網漁業、貝びき網漁業

23 和歌山県太平洋南区イサキ資源回復計画
(平成18年5月1日公表)

対象漁業種類: 一本釣漁業

24 茨城県霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画
(平成18年7月11日公表)

対象漁業種類: いせざ、こぼりき網漁業、わかざ、しらうおびき網漁業

25 山口県日本海海域あまだい類資源回復計画
(平成18年7月24日公表)

対象漁業種類: あまだいはえ縄漁業、その他の釣り漁業

26 滋賀県ニゴロブナ資源回復計画
(平成18年10月6日公表)

対象漁業種類: 刺し網漁業、沖びき網漁業、小型定置網漁業、もんどり漁業

27 伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画
(平成18年11月10日公表)

対象漁業種類: いかに網漁業、いかに網漁業、いかに網漁業、ぼちり網漁業

28 熊本県ヒラメ資源回復計画
(平成18年12月25日公表)

対象漁業種類: 刺し網漁業、釣り漁業、定置網漁業

29 福島県マアナゴ資源回復計画
(平成19年2月13日公表)

対象漁業種類: 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業、機船底びき網漁業など

30 沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画
(平成19年3月12日公表)

対象漁業種類: 潜水器漁業、一本釣漁業、さし網漁業、小型定置網漁業など

31 青森県ウスメバル資源回復計画
(平成19年3月28日公表)

対象漁業種類: さし網漁業、一本釣りの漁業、小型定置網漁業など

32 青森県イカナゴ資源回復計画
(平成19年3月29日公表)

対象漁業種類: こうなご光力利用敷網、小型定置網漁業

33 マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画
(平成19年3月29日公表)

対象漁業種類: 碓建網漁業、小型定置網漁業、沖合底びき網漁業

34 太平洋南部キンメダイ資源回復計画
(平成19年3月29日公表)

対象漁業種類: キンメダイ刺し網漁業、立網漁業、底立はえ縄漁業

35 スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画
(平成19年3月29日公表)

対象漁業種類: 沖合底びき網漁業、刺し網漁業、はえ縄漁業、他

36 山形県シロギス資源回復計画
(平成19年4月2日公表)

対象漁業種類: きずさし網漁業

37 石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類資源回復計画
(平成19年4月27日公表)

対象漁業種類: こぼりき網漁業、小型底びき網漁業、刺し網漁業など

38 福岡湾口域イカナゴ資源回復計画
(平成19年5月30日公表)

対象漁業種類: いかなぎ房丈網漁業

39 新潟県佐渡海区マナコ資源回復計画
(平成19年6月5日公表)

対象漁業種類: なまこ漁業、小型機船底びき網漁業等

40 新潟県ウスメバル資源回復計画
(平成19年6月5日公表)

対象漁業種類: 刺し網漁業

41 山形県ヒラメ資源回復計画
(平成19年10月11日公表)

対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業、さし網漁業

42 宮城県マコガレイ資源回復計画
(平成20年2月12日公表)

対象漁業種類: 小型底びき網漁業、刺し網漁業

43 宮城県マアナゴ資源回復計画
(平成20年2月12日公表)

対象漁業種類: アナゴ筒漁業、小型底びき網漁業

44 青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画
(平成20年3月24日公表)

対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業、かがい・ひらめ刺し網漁業

45 有明海ガザミ資源回復計画
(平成20年3月28日公表)

対象漁業種類: 刺し網漁業、かこ漁業、小型機船底びき網漁業、たもすくい網漁業

46 岩手県ケガニ・ミスダコ資源回復計画
(平成20年3月28日公表)

対象漁業種類: かわこ漁業、刺し網漁業、沖合底びき網漁業など

47 茨城県シライトマキバイ資源回復計画
(平成20年3月28日公表)

対象漁業種類: 沖合コガシ漁業、沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業

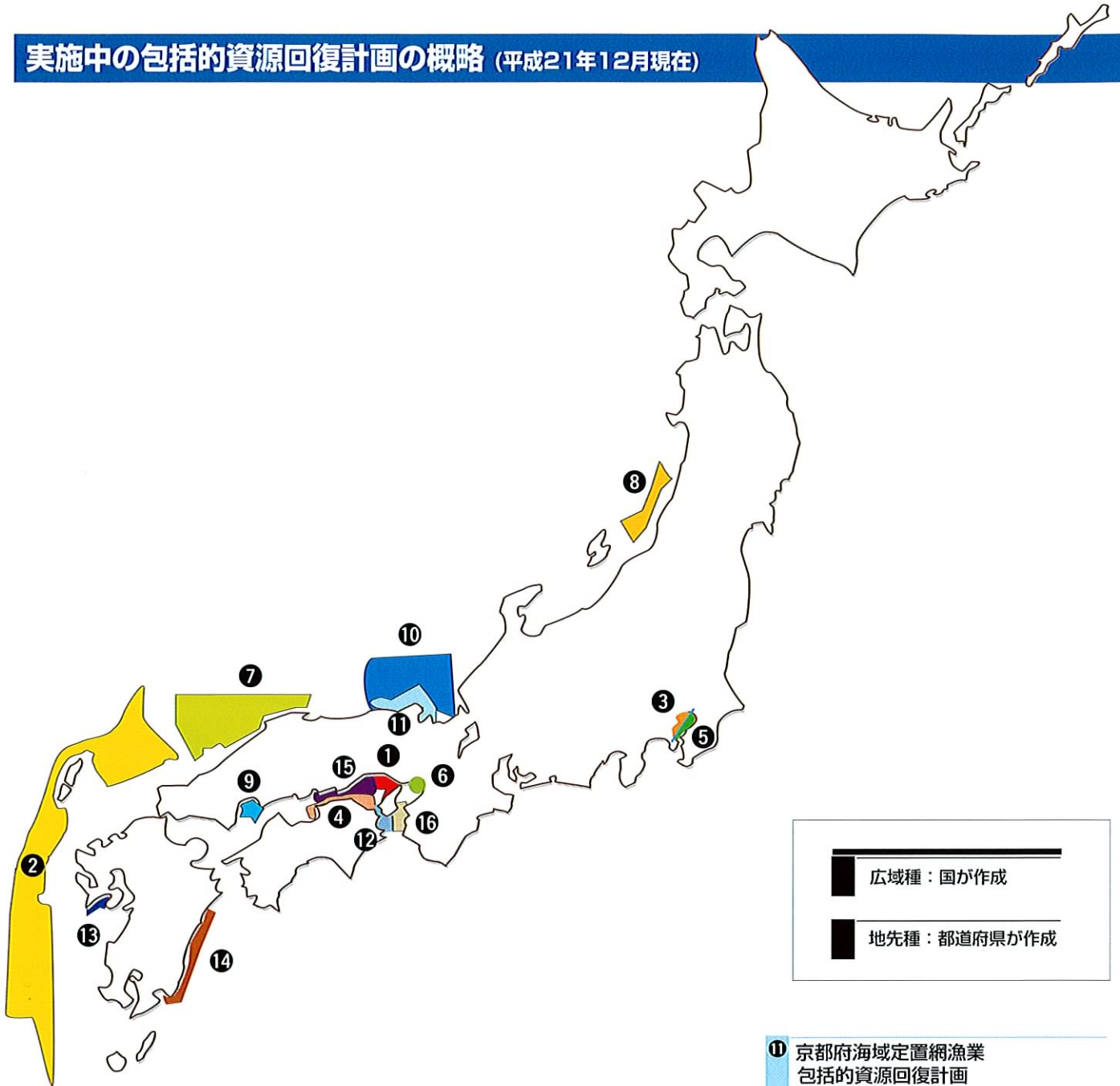
48 大分県タチウオ資源回復計画
(平成21年3月30日公表)

対象漁業種類: 釣り漁業、小型機船底びき網漁業、はえなわ漁業

49 日本海西部・九州宮崎域マジ(マカ)資源回復計画
(平成21年3月31日公表)

対象漁業種類: 大中型まき網漁業など

実施中の包括的資源回復計画の概略 (平成21年12月現在)



広域種：国が作成

地先種：都道府県が作成

1 兵庫県瀬戸内海海域小型底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成18年5月25日公表)
対象漁業種類:小型底びき網漁業

2 日本海西部・九州西海域底びき網漁業
(2そうびき) 包括的資源回復計画
(平成18年10月13日公表)
対象漁業種類:沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業

3 神奈川県東京内湾海域小型機船底びき網
漁業包括的資源回復計画
(平成19年3月20日公表)
対象漁業種類:小型機船底びき網漁業

4 香川県小型機船底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成19年5月17日公表)
対象漁業種類:小型機船底びき網漁業

5 千葉県東京湾小型底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成19年3月28日公表)
対象漁業種類:小型底びき網漁業

6 大阪府小型底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成19年4月2日公表)
対象漁業種類:小型底びき網漁業

7 島根県小型底びき網漁業
(機船手繰網漁業) 包括的資源回復計画
(平成20年1月15日公表)
対象漁業種類:小型底びき網漁業

8 山形県小型機船底びき網漁業
(手繰第一種) 包括的資源回復計画
(平成20年1月21日公表)
対象漁業種類:沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業

9 広島湾小型機船底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成20年2月19日公表)
対象漁業種類:小型機船底びき網漁業

10 京都府海域底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成20年3月28日公表)
対象漁業種類:沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業

11 京都府海域定置網漁業
包括的資源回復計画
(平成20年3月28日公表)
対象漁業種類:大型定置網漁業、小型定置網漁業

12 徳島県紀伊水道海域小型機船底びき網
漁業包括的資源回復計画
(平成20年3月28日公表)
対象漁業種類:小型機船底びき網漁業

13 長崎県橘湾小型機船底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成20年3月31日公表)
対象漁業種類:小型機船底びき網漁業

14 宮崎海域小型機船底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成20年8月25日公表)
対象漁業種類:小型機船底びき網漁業

15 岡山県小型機船底びき網漁業
包括的資源回復計画
(平成20年8月25日公表)
対象漁業種類:小型機船底びき網漁業

16 和歌山県瀬戸内海区小型機船底びき網
漁業包括的資源回復計画
(平成20年11月21日公表)
対象漁業種類:小型機船底びき網漁業

資源回復計画とポスト資源回復計画への移行について

	資源回復計画（平成14年度～）	
	魚種別資源回復計画 （平成14年度～）	多魚種の包括的な資源回復計画 （包括的資源回復計画、平成17年度～）
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急に資源の回復が必要な魚種（系群） （瀬戸内海サワラ、日本海アカガレイ、伊勢湾三河湾トラフグ等） <p style="text-align: center;">〔 76魚種（49計画）で取組中 ※平成21年12月現在 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多種類の魚種を包括的に漁獲する漁業形態であることから、魚種毎の資源回復計画では対象とならず、海域内の漁獲対象資源が悪化し緊急に資源の回復を図る必要がある漁業種類（定置網漁業、底びき網漁業等） <p style="text-align: center;">〔 16計画で取組中 ※平成21年12月現在 〕</p>
設定する目標 （効果）	<ul style="list-style-type: none"> ●目標値：対象魚種の資源量、漁獲量の増大等 （効果：現在悪化している特定の資源の回復） 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標値：小型魚比率の低減等 （効果：対象海域全体の資源量底上げ）
作成主体	<ul style="list-style-type: none"> ●対象とする水域の範囲が複数の都道府県の管轄する水域にまたがる場合 → 国 ●対象とする水域の範囲が単一の都道府県の管轄する水域にとどまる場合 → 都道府県 	
作成手続き	●広域漁業調整委員会又は海区漁業調整委員会において計画案を承認	
想定される漁獲 努力量削減措置	●休漁 ●保護区の設定 ●漁具改良 ●減船 等	
支援措置	●省エネ対応・資源回復等推進支援事業により支援	
担保措置	●TAE、TAC制度や漁業法等に基づく規制措置のうち削減措置の公的担保措置として最適なもの	
ポスト資源回復 計画への移行	●資源回復計画の取組により資源の回復がみられはじめている計画については、計画終了後の自立的な資源の維持管理体制の構築に向けた取組を記載して「ポスト資源回復計画」に見直して実施、その実施期間は原則5年以内。	

広域漁業調整委員会

◀ 設置の目的 ▶

都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ、様々な沿岸漁業や沖合漁業が漁獲している資源について、その適切な管理についての協議・調整を行うための委員会として設置するものです。

◀ 設 置 ▶

太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の3委員会が設置されます。また、効率的な運営のために、協議の対象となる資源の分布や利用等に応じ、関係委員により構成される部会等を設けます。

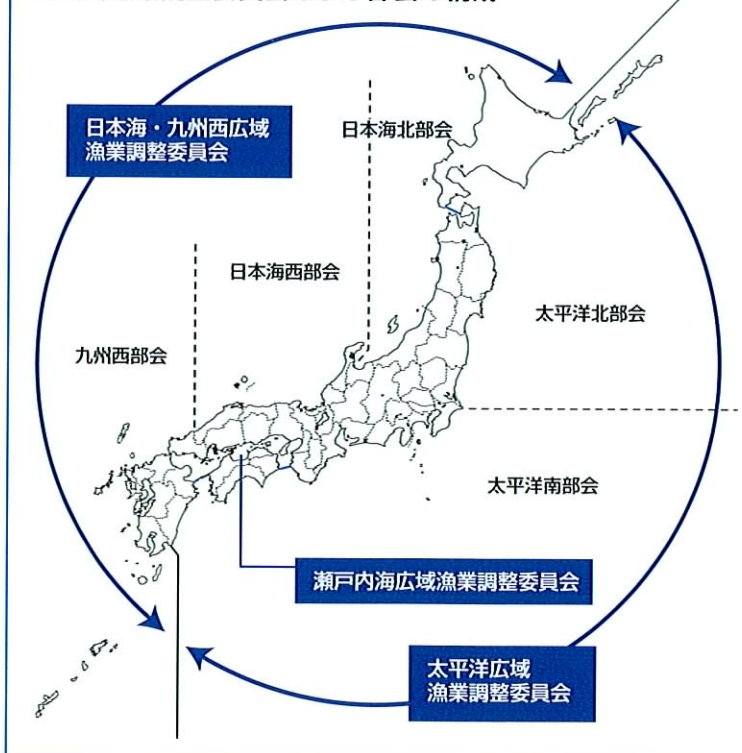
◀ 機 能 ▶

- 広域回遊魚種の資源管理についての協議、調整。
- 資源回復計画の作成に関する審議。
- 資源管理措置の実施を担保するための「委員会指示」の発動。

◀ 委員の構成 ▶

- 沿岸漁業者の代表者を主とする各都道府県海区漁業調整委員会から互選される委員。
- 主に沖合漁業者の代表者から国が選任する委員。
- 学識経験者から国が選任する委員。

●広域漁業調整委員会および部会の構成



資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減措置に対する支援事業

資源回復計画に沿って作成される漁獲努力量削減実施計画に基づく具体的な措置の実施に当たっては、以下の事業により支援が行われる。(なお、資源の積極的培養措置及び漁場環境の保全措置については別途支援制度がある。)

省エネ対応・資源回復等推進支援事業

具体的な支援対象経費

1 再編整備支援事業(うち資源回復型)

大臣管理漁業:国4/9、残存漁業者等が5/9負担
知事許可漁業:国、都道府県、残存漁業者等が1/3ずつ負担

ア 不要漁船・漁具処理対策事業

イ とも補償負担軽減対策事業

漁獲努力量削減実施計画に基づき減船を行うために必要な経費を助成します。ただし、アとイを併せて実施することはできません。

不要となる漁船又は当該漁船の取得に伴う代替漁船のスクラップ処理等、網の規制の実施に伴う漁具のスクラップ処分、若しくはとも補償の負担に係る経費

2 推進支援事業

〔国、都道府県、漁業者等が1/3ずつ負担〕

ア 漁具改良等支援事業

漁獲努力量削減実施計画に基づき以下の漁具改良等を行うために必要な経費を助成します。

- ①小型魚・親魚漁獲の選択的回避や禁漁期間中の対象魚種の混獲回避等のために実施する漁具・漁法の改良
- ②新たな漁具・漁法の導入、禁漁に伴い不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分
- ③漁業転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分

①使用漁具の機能・形状等の主要部分の変更に至らない漁法の転換又は漁具の改良に係る経費

②網目の拡大等の結果、使用中の漁具の機能・形状等の主要部分の変更に至ることによる新たな漁具の購入等を行ったとき、全面的に禁漁を設定することにより不要となる現在使用中の漁具が生じたとき又は現在の漁業種類から他の漁業種類に転換したときに、不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に係る経費

イ 資源増大対策支援事業

漁獲努力量削減実施計画に基づき以下の資源増大対策を行うために必要な経費を助成します。

- ①漁獲物から分離収集され、一定期間中間育成された小型魚等の再放流のための買上げ及び当該小型魚等の再放流
- ②産卵親魚の買上げ、再生産のための当該産卵親魚の飼育及び当該産卵親魚の再放流

資源回復計画の対象種で、生きたまま混獲された小型魚等の分離収集及び一定期間中間育成された小型魚等の再放流又は産卵親魚の買上げ、再生産のための飼育及び再放流を実施するため、漁協等が小型魚等又は産卵親魚を買上げた経費、当該産卵親魚の飼育に係る経費(人件費含む)、当該小型魚等又は当該産卵親魚の再放流の実施に係る用船経費(人件費を含む)

ウ 休漁漁船活用支援事業

漁獲努力量削減実施計画に基づき休漁を実施している漁船を活用した漁場の清掃作業、耕うん作業、休漁監視、密漁監視、サメ等の防除を行うために必要な経費を助成します。

休漁を実施している漁船を活用して、漁場の清掃作業、耕うん作業、休漁監視、密漁監視、サメ等の防除に要した用船経費(人件費を含む)、漁場の清掃等の実施により、回収された廃棄物を処理業者に依頼しなければならない場合には、それに係る経費

エ 休漁推進支援事業

漁獲努力量削減実施計画に基づき新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中に係船休漁を実施するにあたり、休漁期間中の漁業経営の維持に必要な経費を助成します。

新たに設置された休漁期間又は延長された休漁期間中に係船休漁を実施する者がその期間中の漁業経営の維持に必要な経費

〔休漁期間中において発生する船舶維持経費等固定経費相当額(新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の過去5カ年の漁獲金額のうち最高年と最低年を除いた3カ年の平均漁獲金額の64%を基準)〕

3 省エネ漁業対応型事業

〔国、都道府県、漁業者等が1/3ずつ負担〕

資源回復のための漁具改良と併せて行う省エネ漁業対応型の漁具改良等を行うために必要な経費を助成します。

省エネ型漁具への改良等に係る経費

〔従来の漁具と比較して使用時の燃油使用量が5%を超えて削減できることが公的機関等により証明・公表されているもの〕